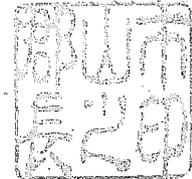


2郡障第2971号

令和3年1月13日

特定非営利活動法人 あいえるの会  
理事長 白石 清春 様

郡山市長 品川 万里



重度訪問介護支給量について (回答)

日ごろから本市の福祉行政に御理解御協力をいただきありがとうございます。  
今般、重度訪問介護支給量についての要望を受け、下記のとおり御回答いたします。

記

- 1 「支給量の支給決定は、本人の障がい程度・生活環境等を鑑みて、必要な時間数を支給すること。」につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい区分により、支給量の上限が設けられており、その上限枠でサービスを利用していただくのが原則ですが、加算支給量上限を超えての支給に関しては、これまでも計画相談員等に必要量や事情等を聞き取りし実態把握を行い、その必要性を郡山市障害者介護給付費等支給審査会の審査を経た上で合理的な支給量を決定しております。
- 2 「重度訪問介護が必要だと思われる障がいは、ALS 等、医療的ケアが必要な人だけでなく、脳性麻痺者等、全身性障がい者を含む重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者、精神障がい者も常時介護が必要不可欠であることをしっかりと認識したうえで、個々の望む日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう適切な支給決定を行うこと。」につきましては、障害支援区分が4以上等に該当する重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者のうち、行動上著しい困難を有する障がいがあり常時介護を要する方につきましても重度訪問介護の対象として適切な支給決定を行っております。

以上のことから、今後におきましても、計画相談員と実情の把握を行い、適切な支給量の決定に努めてまいりますので、御理解御協力をお願いいたします。